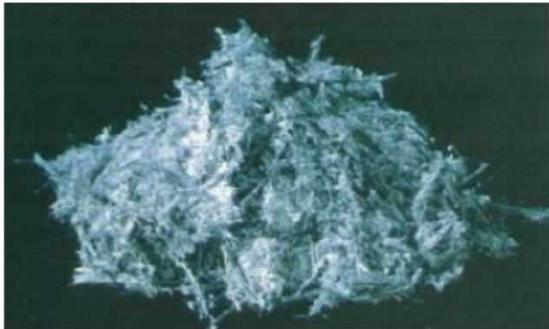


石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(1) (石綿)アスベストとは

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。出典:THE ASBESTOS/せきめん読本(1996年日本石綿協会)

- ・石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維(髪の毛の1/5,000程度)で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材(自動車のブレーキ部品など)、シール断熱材などの用途がある。
- ・石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。
- ・高度成長期を最需要期として、過去50年に輸入・生産された石綿は約1,000万tと推定されている。このうち、約800万tが建築材料として使用され、うち約700万tが石綿含有成形板等に使用されたと推定されている。
- ・石綿の使用は、昭和50年から労働安全衛生法において石綿を5%を超えて含有する吹付作業を原則禁止している。以降、規制が順次強化され、平成18年以降、全面的に使用禁止となっている。

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(1) (石綿)アスベストとは

石綿輸入量と中皮腫発生動向について

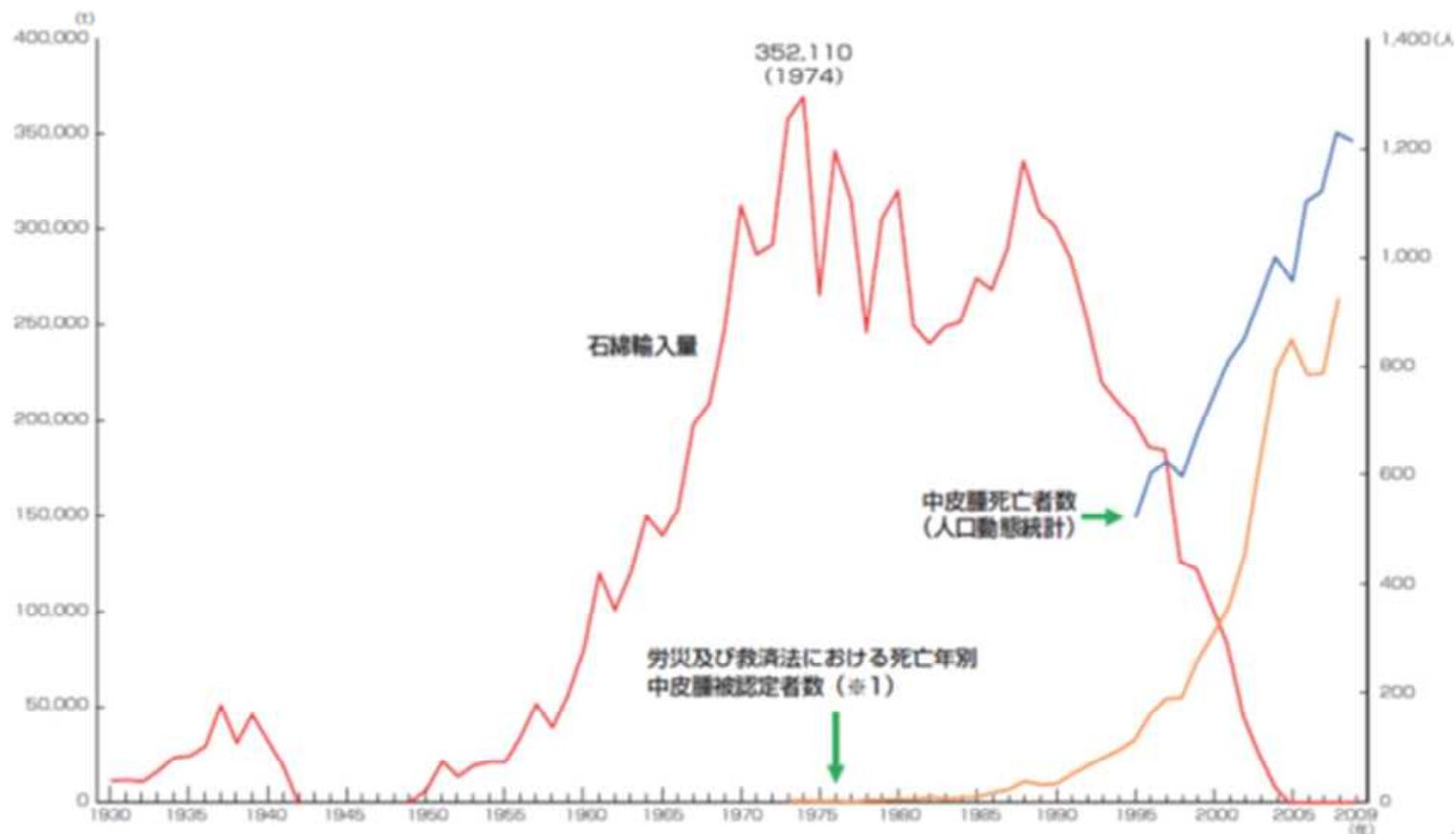


図5 石綿輸入量と中皮腫発生動向

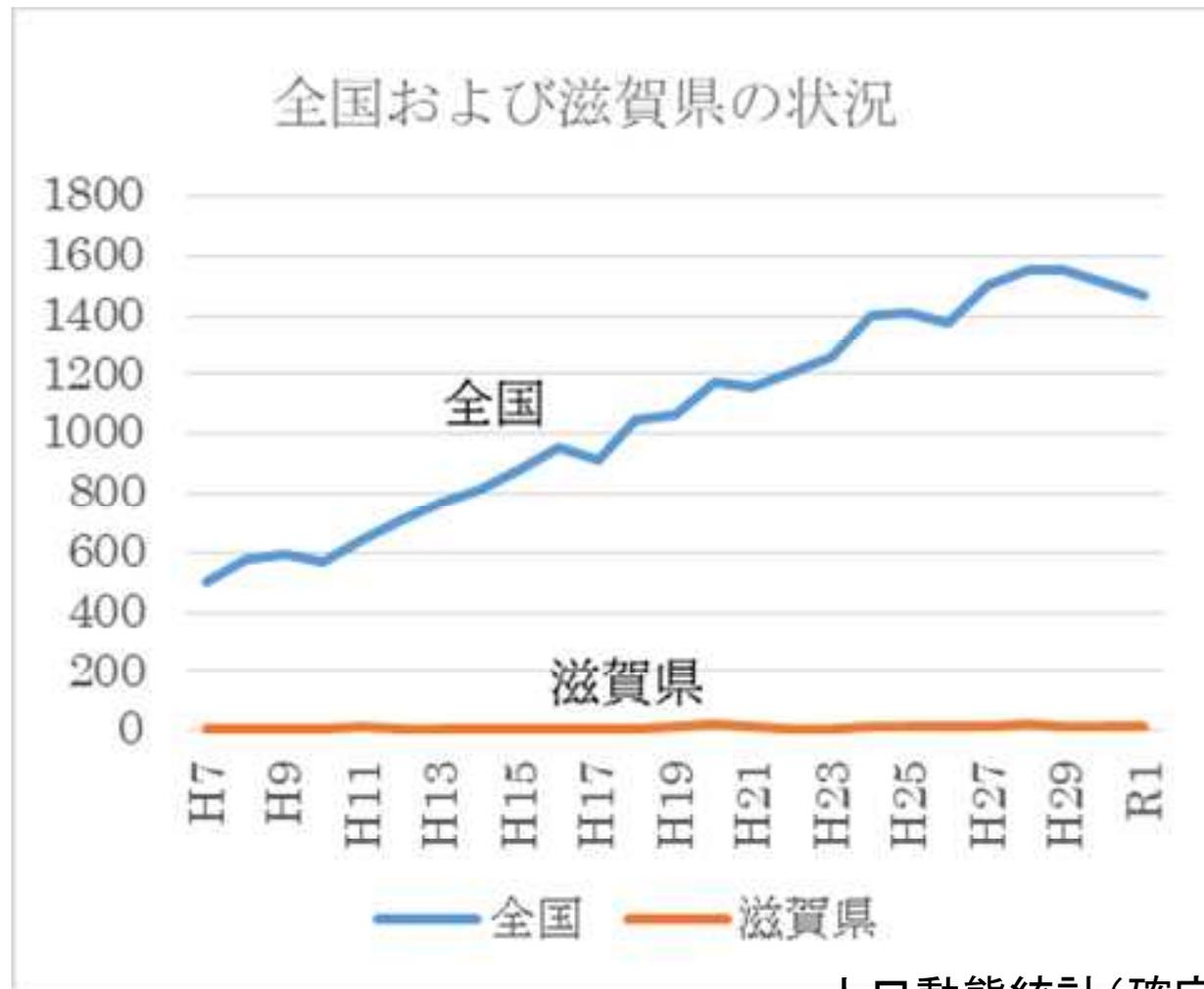
※1) 労災及び救済法の両方から認定を受けた場合の重複を除く。また、救済法は2006年3月施行。

出典：独立行政法人環境再生保全機構「石綿と健康被害 2010年8月版」

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(1) (石綿)アスベストとは

中皮腫による死亡者の年次推移について

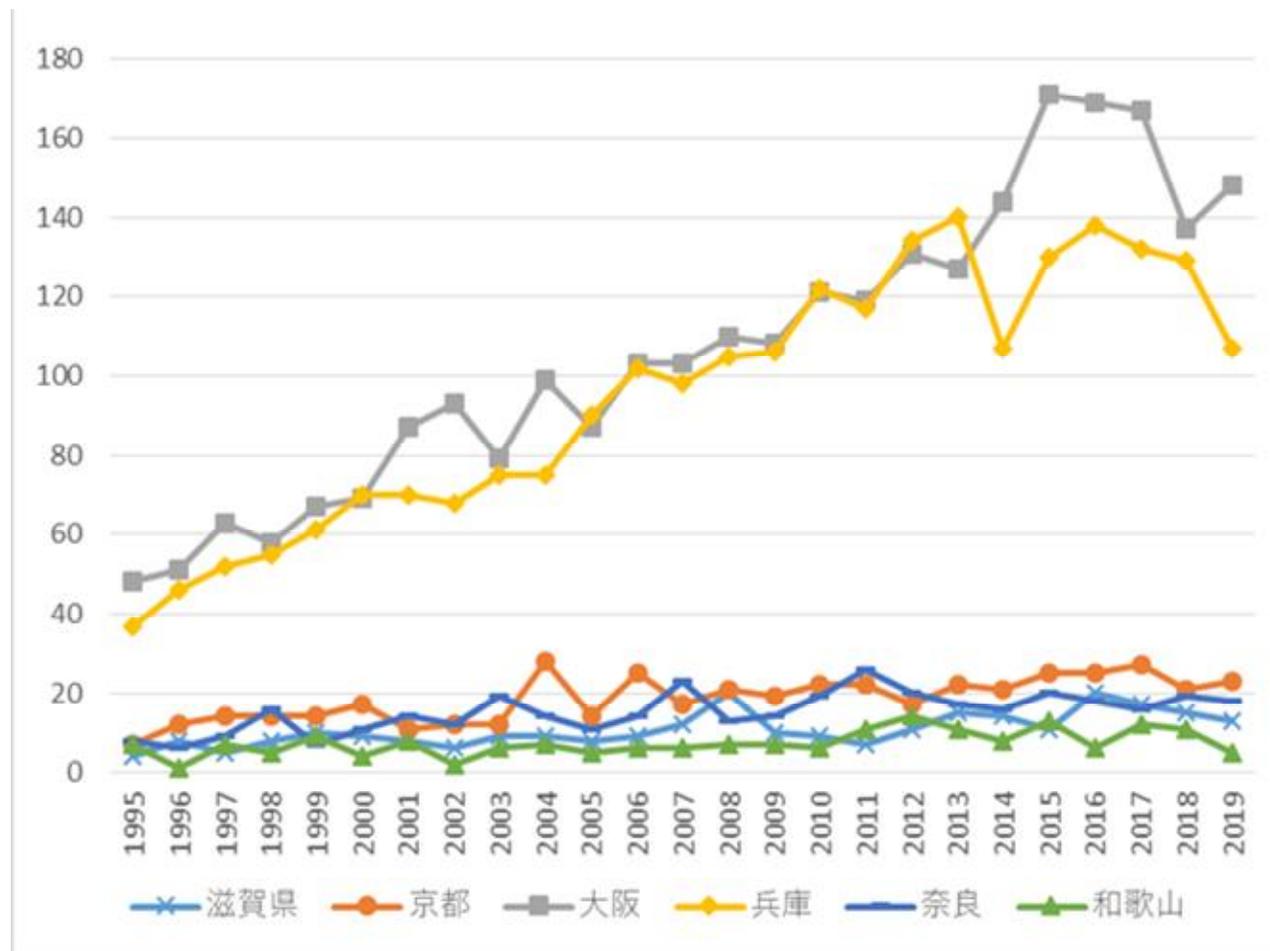


人口動態統計(確定値)より

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(1) (石綿)アスベストとは

中皮腫による死亡者の年次推移(近畿府県での比較)

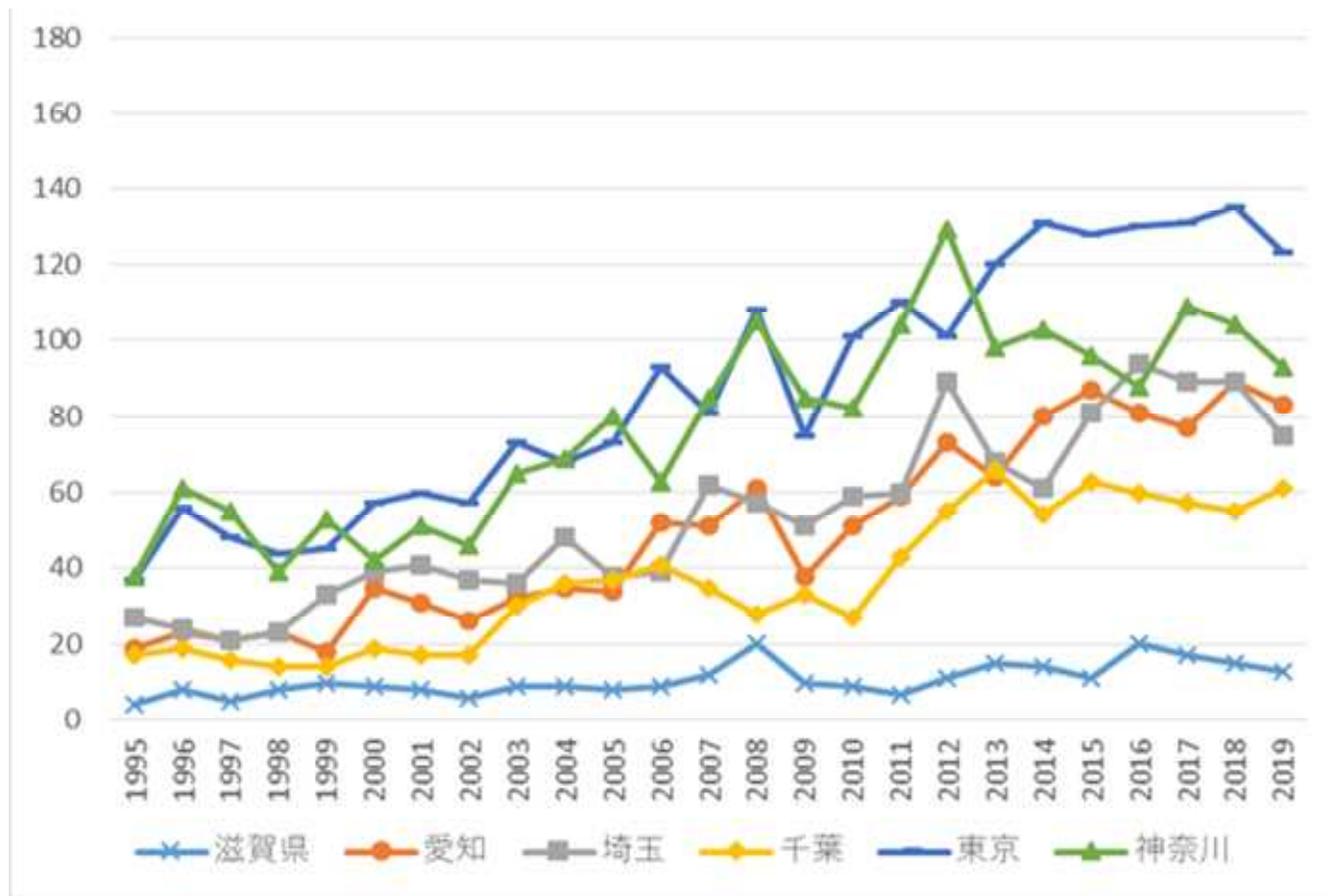


人口動態統計(確定値)より

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(1) (石綿)アスベストとは

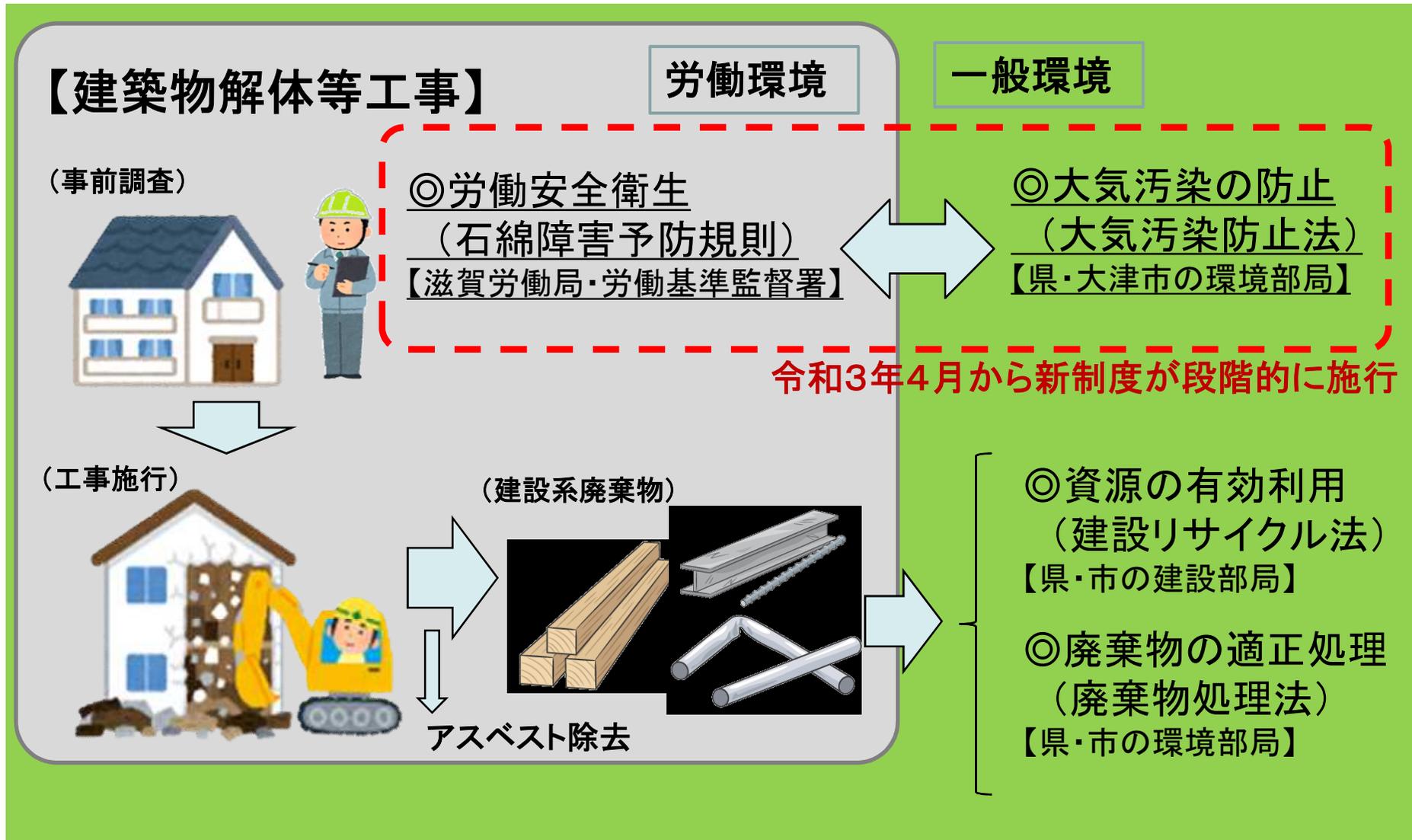
中皮腫による死亡者の年次推移(他の都市部との比較)



人口動態統計(確定値)より

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(2) 建築物解体等工事における石綿対策関係法令について



(3) 大気汚染防止法の改正について

特定粉じん(アスベスト)規制の経過 (1/2)

S50年 吹きつけアスベストの使用禁止



H1年 大気汚染防止法にアスベストを製造する施設に対する規制追加
(届出義務、敷地境界基準遵守義務)



H8年 大気汚染防止法にアスベスト除去作業に対する規制追加
(届出義務(規模要件等あり)、作業基準遵守義務)



H17年 大気汚染防止法にアスベスト除去作業の規制対象となる特定建築材料(断熱材等)の追加、作業規模の要件の撤廃
(アスベスト含有製品を過去に生産していた工場近辺における住民の健康被害等が問題として報道)



(3) 大気汚染防止法の改正について

特定粉じん(アスベスト)規制の経過 (2/2)

H18年 大気汚染防止法にアスベスト除去作業の規制対象として、
石綿0.1重量%超含有まで対象拡大
工作物を追加(届出義務、作業基準遵守義務)

H25年 ①特定粉じん排出等作業の届出義務者の変更
(受注者または自主施工者から発注者または自主施工者)
②解体等工事の事前調査を受注者が実施し、その結果を受注者が
発注者 へ説明 など

R2年(R2.6.5改正法公布、R3.4.1施行)

- ①いわゆるレベル3建材の追加等規制範囲の拡大(施行日R3.4.1)
- ② 事前調査結果の報告の義務化(施行日R4.4.1)
- ③有資格者による事前調査の実施(施行日R5.10.1) など

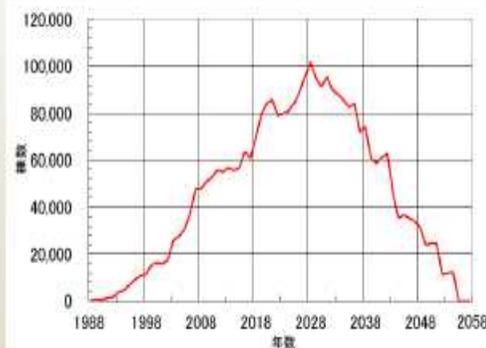
(3) 大気汚染防止法の改正について

ア 解体工事件数の動向

- ・ 事前調査の対象となる解体、改造、補修の工事数は、関係法令の手続き状況や解体、改造、補修の届出割合などを踏まえると、年間約73万～188万件と推計されるが、住宅等のリフォーム・リニューアルの際に建材の除去を伴うこともあり、さらに対象工事が増加する可能性がある。

解体等工事件数

○ 国土交通省の推計※1によれば、吹付けアスベスト等※2を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物※3の解体工事件数は、今後増加し2028年頃にピークを迎えるとされている。



※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、耐用年数経過直ちに建築物が解体されるとして推計。

※2 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

※3 昭和31年から平成18年までに施工された民間建築物（戸建て住宅や木造の建築物を除く。）

(出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(第5回)資料より一部改変)

○ また、環境省の推計では、平成27年度における事前調査の対象となる解体・改造・補修工事件数は、年間約73万～188万件と推定される。

(ただし、国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査報告によれば、平成28年度の住宅の増築・一部改築・改装・改修工事の受注件数は約290万件とされていることから、当該推定数を大きく上回る可能性もある。)

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(3) 大気汚染防止法の改正について

イ

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

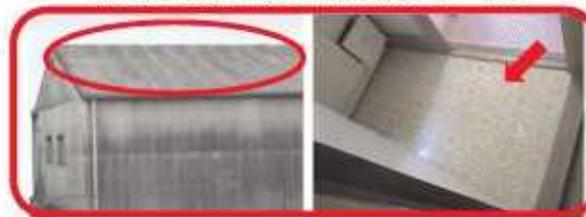
吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

<課題1>

規制対象となっていない**石綿含有成形板等**(レベル3)の不適切な除去により**石綿が飛散**

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼ 不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

主な改正事項

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約1万6千件)の5~20倍増)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(3) 大気汚染防止法の改正について

イ

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要

<p>レベル1・2あり ↓ 届出 ・作業内容を都道府県等に届出</p> <p>レベル1・2なし ↓ 解体等工事 ・作業基準の遵守義務 →作業基準適合命令等 →命令違反への罰則</p>	<p>※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。</p>
<p><課題3> ▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設 ○ 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加
<p><課題4> ▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業結果の発注者への報告の義務付け ○ 作業記録の作成・保存の義務付け ※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 981 705 1197">  <p>隔離措置の様子</p> </div> <div data-bbox="728 981 1019 1197">  <p>吹付け石綿の除去作業の様子</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等による立入検査の対象を拡大 ○ 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。 <p>※ 改正法の施行期日（公布日：令和2年6月5日） ・下記以外の規定：公布日から1年以内で政令で定める日 ・調査結果の報告：公布日から2年以内で政令で定める日</p>
<p>(KPI) ・事前調査結果の都道府県等への報告は、原則として電子システムによるものとする。 ・事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。</p>	

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(3) 大気汚染防止法の改正について

【大防法第2条】

ウ 特定粉じん排出等作業(法第2条第11項)

吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

特定建築材料

(法施行令第3条の3)

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料 ←いわゆるレベル3建材が追加

特定工事(法第2条第12項) ←いわゆるレベル3建材追加

この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

届出対象特定工事(法第18条の17) ←改正前の特定工事

特定粉じん排出等作業のうち特定粉じんを多量に排出し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

(3) 大気汚染防止法の改正について

エ 届出者と提出先

関連法令	届出者	提出先
大気汚染防止法	<u>発注者</u>	県環境事務所(または大津市)
労働安全衛生法	受注者	労働基準監督署
建設リサイクル法	<u>発注者</u>	甲賀・湖東・高島土木事務所、 各特定行政庁(大津市・彦根市・長 浜市・近江八幡市・東近江市・草津市・守 山市)

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(3) 大気汚染防止法の改正について

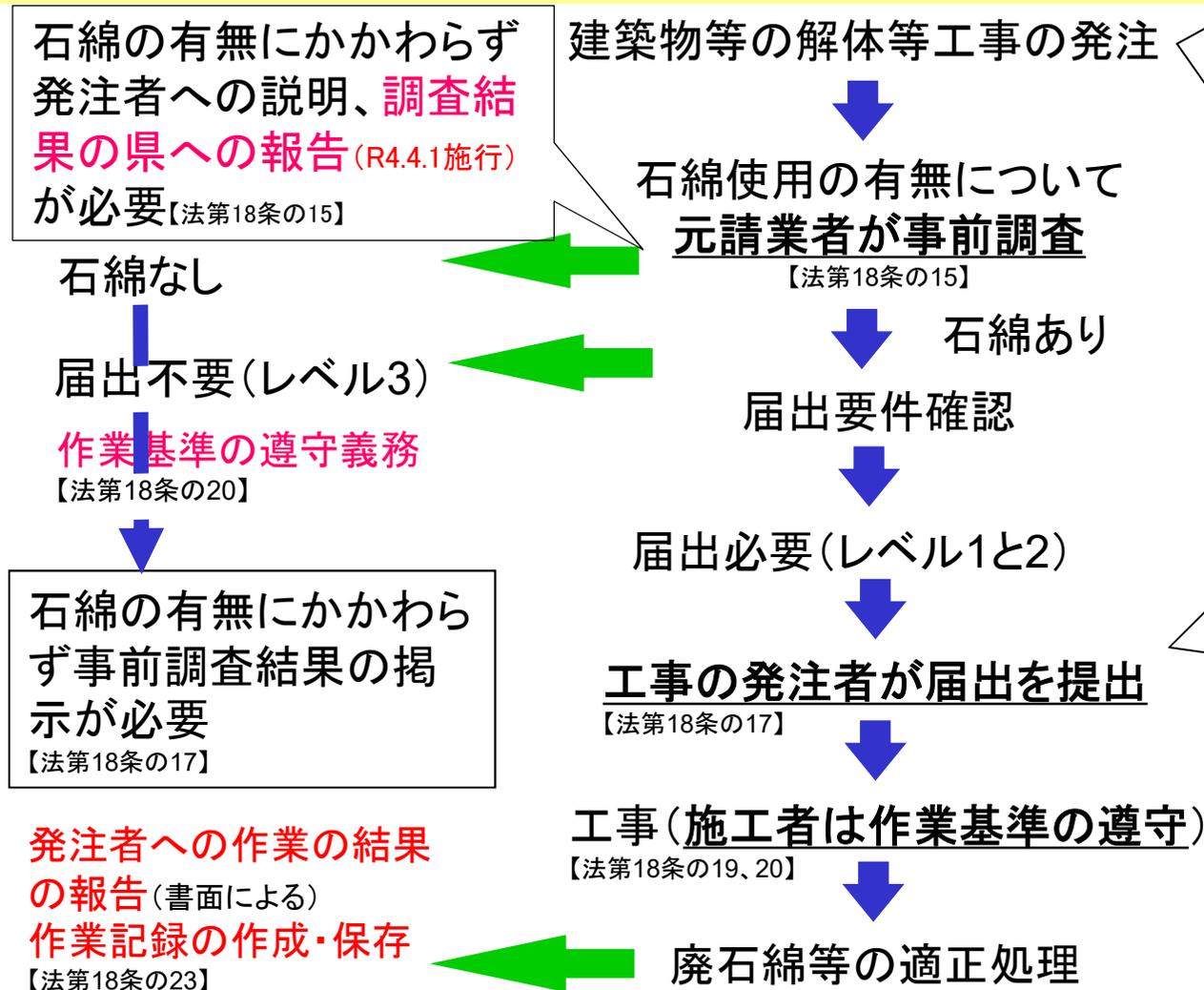
オ 特定建築材料等の区分と作業時の飛散のおそれ(レベル)

吹付け石綿	特に高い (レベル1)	大気汚染防止法および 労働安全衛生法(石綿障害予 防規則)に基づく <u>届出</u> 、作 業基準の遵守等が必要
石綿含有断熱材	高い (レベル2)	
石綿含有保温材		
石綿含有耐火被覆材		
<u>石綿含有ケイ酸カルシ ウム板</u>	比較的高い※ (レベル3)	大気汚染防止法および 労働安全衛生法(石綿障害予 防規則)に基づく <u>作業基準</u> の遵守等が必要
<u>石綿含有仕上げ塗材 (電動工具による除去に 限る)</u>		
石綿含有成形板	比較的低い (レベル3)	

石綿対策に関する法令改正の概要について 資料1

(3) 大気汚染防止法の改正について

カ 特定粉じん排出等作業の流れ



発注者は、
作業基準の遵
守を妨げるおそ
れのある条件を
付さないように
配慮しなければ
ならない
【法第18条の16】

- ・労働安全衛生法
(労働基準監督署)
(作業の14日前まで)
- ・石綿障害予防規則
(労働基準監督署)
(作業前までに)
- ・大気汚染防止法
(環境事務所)
(作業の14日前まで)

(3) 大気汚染防止法の改正について

キ 報告及び検査について(法第26条)

立入検査の対象が拡大

『解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場』に加え、

『解体等工事の元請業者、自主施工者、若しくは下請人の営業所、事務所その他の事業場』が追加

※パトロールを強化！

ク 罰則の新設について

届出対象特定工事に係る除去等の方法の違反 法第34条第3号

事前調査結果報告の義務違反 法第35条第4号

※R4.4.1施行